

平成 30 年度第 2 回土佐清水市総合教育会議 会議概要

■開催日時：平成 31 年 1 月 25 日（金）16:00～16:50

■開催場所：市役所 2F 市長応接室

■出席者

構成員：泥谷市長、山下教育委員、竹田教育委員、酒井教育委員、弘田教育長

欠席：山本教育委員

議事関係者：亀谷教育センター所長、吉永福祉事務所長、中久保福祉事務所長補佐

オブザーバー：磯脇副市長

事務局：中津学校教育課長、横山企画財政課長、速川学校教育課長補佐、山下企画財政課長補佐

◇会議次第【司会進行：横山課長】

1 開会【泥谷市長あいさつ】

2 議事

(1) 平成 31 年 4 月に福祉事務所「子育て支援係」から教育委員会へ移管される業務について

① 保育園等の現状について

【中久保福祉事務所長補佐説明】

本市の就学前の児童数は、平成 21 年度 526 人が平成 30 年度には 345 人まで減少している。保育園の入所児童数も平成 21 年度の 351 人から平成 30 年度は 209 人に減少。平成 31 年度は、保育園入所児童数は 205 人くらいと見込んでいる。

足摺岬保育園以外の 4 箇所の保育園で 0 歳児からの受入を行っており、保育園の平日の開所時間は、下ノ加江、三崎、下川口保育園は 7 時半から 6 時まで、足摺岬保育園が 8 時から 6 時まで、きらら清水保育園は 7 時半から 6 時半まで開所している。認定しみず幼稚園は 1 歳からの入所で、平日、土曜日の 7 時半から 6 時半まで開所している。

保育園は、家庭で保育ができない、保育の必要性がある場合に、保護者にかわり保育を行うことを目的としているが、求職活動、妊娠・出産、保護者の病気、家族の介護などの場合や虐待やDVのおそれがある場合などには入所ができることになっている。

平成 27 年に子ども子育て支援の新制度となり、申込みの際に支給認定を行い、保育の必要量に応じた、保育必要時間が決められることとなったが、認定により短時間の保育をされている家庭についても、理由がある場合には、月曜から土曜までの午前 7 時半から午前 8 時までと、午後 4 時から閉園時間までの延長保育も利用できる。

又、保育園等に入所していない 1 歳以上の子どもで、仕事や、病気、出産のための里帰り等、一時的に保護者が保育ができない場合には、きらら清水保育園と下ノ加江保育園の 2 箇所で一時預かり事業を実施している。

きらら清水保育園の中に併設している子育て支援センターは、入園前の子どもと保護者が、他の子どもたちや保護者とイベントなどを通じてふれあう交流の場所であり、保健師による育児相談も行っている。

平成 31 年 10 月以降、消費税が 10%にあがることにあわせ、国の施策として子育て世代への支援のため入所負担額を無償化するというので、その対象となるのが幼稚園や保育園に通っている 3 歳から 5 歳までの子どもの保

育料となる。また、0歳から2歳までの保育料については、住民税が非課税世帯を対象に無償化することになっている。

平成31年4月から、「学校教育課」を「こども未来課」とし、福祉事務所の保育園関連の業務を移管、子育てサービスの一元化を図り、今後更に推進していく。

② 家庭児童相談室及び要保護児童対策の現状

【中久保福祉事務所長補佐説明】

家庭児童相談室には、家庭相談員を2名配置している。子育て、子供の発育、発達についての相談窓口となっており、相談があれば受理会議、対応会議を開催し、対応や支援の方法について検討を行っている。また、幡多児童相談所や他の関係機関との連携のもとに指導、助言を行っている。

又、市子ども相談会、教育相談派遣事業、ワンストップ教育相談会、巡回相談員派遣事業、発達が気になる子どもの相談会、聞こえの相談会などが開催されており、子どもの発育・発達に関する相談について医療機関や各相談会への紹介も行っている。

子どもの養育が一時的に困難な場合などに一定期間、児童養護施設で預かる子育て短期支援事業や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への乳児家庭全戸訪問事業、養育支援が必要な家庭に対して訪問しての指導や、助言も行っている。又、保育園等に入所している子どもで特に支援が必要な子ども、又、厳しい環境にある子どもの保育の質の向上のために、保育・医療の連携をとるよう、特別支援コーディネーターも配置している。

土佐清水市要保護児童対策地域協議会は、土佐清水市のすべての子ども達が安心、安全に健やかに育っていくため、家庭・地域・関係機関の連携を深め、虐待、非行行為の予防・防止、解決に努めることを目的として設置されており、この調整機関として福祉事務所の子育て支援系の職員と家庭相談員2名、調整機関担当員という資格をもった専門職、児童虐待防止対策コーディネーターを昨年5月から1名配置し、虐待の対応など調整機関としての活動を行っている。又、県の機関、しみず幼稚園、医師会などの関係機関と情報共有をし、早期発見、早期対応による虐待を予防するための連携を行っている。

家庭児童相談室と要保護児童対策の業務については、平成31年4月から教育センターで受け持つことになっており、現在、不登校等の対応を行っている「あすなる教室」との連携をこれまで以上に図りながら、青少年の健全育成の充実・強化を目指した組織体制を確立していく。

(16:50 会議終了)